

注)本マーケティングコーディネーターの公募は令和8年度に実施する事業を対象としています。令和8年度香川県当初予算の議会の議決がなければ効力は発生しませんのでご留意ください。

香川県マーケティング力強化支援事業

マーケティングコーディネーター募集要領

1. 趣旨

香川県では、本県の主要産業である「食品産業」関連企業のマーケティング力（商品企画力、販路開拓力）の強化を図るため、マーケティング支援センターにおいて支援を行う専門家であるマーケティングコーディネーターを募集します。

※食品産業…食料品製造業、飲料製造業

2. 募集人数

「食品産業」マーケティングコーディネーター 1名

3. 応募要件

- (1) 香川県経済の発展のために貢献したいという意欲のこと。
- (2) 「食品産業」の分野において、専門的知識や経験を有すること。
- (3) 人脈が広く、自ら考え積極的に行動できること。
- (4) 健康者であって、企業訪問等が可能であること。
- (5) 以下に該当しないこと。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

4. 業務内容

- (1) 支援対象県内企業の商品及び技術力等に対するマーケットの視点からの評価
- (2) 支援対象県内企業の商品企画方針や販路開拓方針に対する助言
- (3) 支援対象県内企業の販路開拓先との商談の調整及び同行
- (4) 支援対象県内企業の商談後のフォローアップ及び成果検証
- (5) 県内企業へのマーケティングに関する情報提供
- (6) その他香川県マーケティング支援センター設置要綱第3条に定める事業のために必要な業務

5. 委嘱条件

- (1) 勤務地：香川県商工労働部産業政策課（香川県高松市番町4丁目1番10号）
- (2) 期間：委嘱の日から令和9年3月31日まで。ただし、適任であると認められる場合には、引き続き次年度も委嘱する。
- (3) 謝金：40,000円／日
 - ・1日は、香川県職員の勤務時間に準じるものとする。
 - ・業務時間が4時間以下の場合は、20,000円を支給するものとする。
- (4) 業務日数：原則として月10日以内とする。
- (5) その他：業務のための旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の例により支給する。ただし、賞与、社会保険料、通勤手当等諸手当は支給しない。

6. 応募の方法

(1) 提出書類

①履歴書

②職務経歴書

A4用紙1枚程度、書式自由（経験した業務内容、専門分野・得意分野等を具体的に明記）

③自己PR（別途様式により提出）

(2) 応募締め切り日

令和8年3月6日（金）

(3) 応募先及び問い合わせ先

〒760-8570

香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部産業政策課 技術振興・販路開拓グループ

電話：087-832-3351 FAX：087-806-0210

E-mail：sangyo@pref.kagawa.lg.jp

7. 選考の方法

書類及び個別面接により総合的に選考する。

※個別面接日：令和8年3月中旬を予定

（個別面接に要する旅費等の経費は個人負担）

8. 留意事項

本マーケティングコーディネーターの公募は、令和8年度に実施する事業を対象としています。
令和8年度香川県当初予算の議会の議決がなければ効力は発生しませんのでご留意ください。

マーケティングコーディネーター募集に係る自己PRについて

住所 : _____

氏名 : _____

1. 志望動機について

2. これまでの実績、能力や人脈等について

3. 販路先としてマッチングできるコネクションのある産業分野、企業群

4. 企業の商品力、技術力等を把握する観点について（御自身の専門分野からの観点からで結構です。）

5. 日頃の情報収集の仕方について

6. 健康状態について